

資料No. 7

総防第1186号
平成24年3月28日

各市町村長様

岩手県総務部長

市町村が実施する食品中の放射性物質濃度の測定に関する県の対応について（通知）

このことについて、食品に含まれる放射性物質に対する住民の不安を解消することを目的として、市町村において、食品の放射性物質濃度を測定する取組が広がっているとともに、平成24年度から学校給食食材の放射性物質濃度の測定が本格化するところです。

これらの測定において、放射性物質が一定以上検出された場合における、食の安全・安心の確保に資するために県が行う対応について、別添のとおりとしましたので通知します。

担当：放射線影響対策特命チーム
渡辺（019-629-6912）

市町村が実施する食品中の放射性物質濃度の測定に関する県の対応について

岩手県放射線影響対策本部

食品に含まれる放射性物質に対する住民の不安を解消することを目的として、市町村が行う食品中の放射性物質濃度の測定において、放射性物質が一定以上検出された場合の取扱について、必要な事項を定める。

1 測定項目

放射性物質（ヨウ素131、セシウム134、セシウム137）

2 測定対象

販売することを目的として生産・製造された食品（給食食材を含む。）であって、市町村が、NaI(Tl)シンチレーション式スペクトロメータ等により、食品の放射性物質濃度の測定を行い、測定結果が国が定める食品中の放射性物質の基準（※1）の1／2以上の値であったもの。

※1 平成24年3月31日までは、国の定める暫定規制値（厚生労働省が、食品衛生法の観点から、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定的に用いることとした値）とし、同年4月1日以降は、食品中の放射性物質の新たな基準値（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規格基準として新たに定められたもの。）とする。

3 県に対する測定依頼

市町村は、2に該当する食品（以下「測定対象食品」という。）があった場合、品目により次に定める担当部署（以下「担当部署」という。）に直接電話連絡をしたうえで、別紙様式1に必要事項を記入し、FAXにより送信することにより、測定を依頼するものとする。

なお、県が実施する測定に際し必要な対応については、担当部署の指示に従うものとする。

		担当部署	連絡先
給食食材		教育委員会事務局スポーツ健康課 (学校健康担当)	電話：019-629-6196 FAX：019-629-6199
その他	県産農林水産物 (※2)	農林水産部農林水産企画室 (企画担当)	電話：019-629-5621 FAX：019-629-5769
	その他 (※3)	環境生活部県民くらしの安全課 (食の安全安心担当)	電話：019-629-5322 FAX：019-629-5279

※2 生産地域・水揚海域が特定できるもの。（以下同じ。）

※3 加工品、岩手県以外で生産された農林水産物。

4 測定方法等

3.の市町村からの依頼により、県が測定を行う場合の基本的な対応は次のとおりとする。

(1) 測定対象食品について

ア 原則として、測定の依頼のあった市町村（以下「依頼市町村」という。）が測定した検体と同一のものとする。

イ 県に対しアによる検体の提供が困難な場合又は担当部署が必要と認める場合は、依頼市町村の協力を得て、測定対象食品と同一の品目を検体（以下「代替検体」という。）とする。

(2) 測定方法等

品目ごとに国が定める方法により、放射性物質の濃度をゲルマニウム半導体検出器により測定する。

(3) 測定結果に基づく措置

ア 県が行った測定結果をもって、測定対象食品に係る測定結果とする。

イ 県は、様式2により、依頼市町村に対し測定結果を通知するとともに、県のホームページ等により公表する。

ウ 県は、県内で生産・製造等がされた測定対象食品が、県が行った測定結果において国の定める基準を超過した場合、当該食品について出荷制限等の必要な措置を講じる。

エ 県は、本県以外で生産・製造等がされた測定対象食品が、本県が行った測定結果において国の定める基準を超過した場合、当該食品が生産・製造等された都道府県に対し、測定結果を通知する。

5 依頼市町村等への要請事項

(1) 検体及び情報の提供

ア 県が測定するために必要な検体について、県に対し無償提供すること。

イ 測定対象食品の生産地域や生産者等の情報について、県に提供すること。

(2) 県への協力

ア 代替検体を採取する場合、採取場所の選定、採取の立会等を県に依頼すること。

イ 代替検体採取に係る関係者（生産者、製造業者及び出荷団体等）との調整等を行うこと。

(3) 測定結果の公表

依頼市町村は、県が測定した値をもって、測定対象食品に係る測定結果として公表するものとする。

(4) その他

食品中の放射性物質に係る測定結果の信頼性を確保する観点から、市町村において当該測定を行うに際しては、厚生労働省が定める、食品中の放射性セシウムスクリーニング法（※）に基づき、適正な測定環境の維持や測定方法等の遵守に努めること。

※ 「食品中の放射性セシウムスクリーニング法の一部改正について」（平成24年3月1日 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 事務連絡）を参照。

(様式1)

平成 年 月 日

岩手県知事 あて

(市町村長名)

食品の放射性物質濃度の検査依頼書

※ 太枠内を記入 (検査を要請する検体ごとに作成すること)

要請年月日	平成 年 月 日 () 時 分		
市町村			
担当部署			
担当者	(連絡先) 一 一		

測定年月日	平成 年 月 日 () 時 分			
測定場所				
測定機器	(測定時間) 分			
検査対象食品	<input type="checkbox"/> 給食食材 <input type="checkbox"/> 県産農林水産物 <input type="checkbox"/> その他			
生産地等	※ 岩手県産品の場合は、生産地域・水揚海域等を具体的に記載すること。			
測定結果	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	
検査対象食品の状況	測定前の水洗い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 不明
	可食部以外の混入	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 不明
	土等の混入	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 不明
検体提供	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 困難			
特記事項	※ 測定依頼者、検査対象食品生産者(団体)、出荷団体等の情報を記載			

(以下は県において記載)

受付年月日	平成 年 月 日 () 時 分		
担当部署等	【担当 : (内)】		
措置	※ 受付番号、情報共有状況等を記載		

(様式2)

平成 年 月 日

(市町村長) あて

岩手県知事

食品の放射性物質濃度の検査結果

受付年月日	平成 年 月 日() 時 分		
要請市町村			
検査対象食品	<input type="checkbox"/> 給食食材 <input type="checkbox"/> 県産農林水産物 <input type="checkbox"/> その他		
生産地等担当			

測定年月日	平成 年 月 日() 時 分		
測定場所			
測定機器	(測定時間) 分		
測定結果	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
特記事項			

担当部署等			
	【担当 :	(連絡先)	- - - - -]

